

第 1 2 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (小石委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 16 号議案「平成 28 年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 芦屋市の場合、3 中学校ということで、この点が難しいところだと思うのですが、今、10 年以上同じ学校にいらっしゃる先生はどれぐらいになっていますか。

教職員課主幹) 中学校からですが、11 年目の者が 2 名、12 年目の者が 1 名、13 年目の者が 1 名、14 年目の者が 2 名、15 年目の者が 1 名で、合計 7 名です。

小学校につきましては、11 年目の者が 2 名で、合計 2 名です。

浅井委員) わかりました。このあたりは、来年度も難しいですか。

教職員課主幹) そうですね、中学校は教科等もありまして、学校長ともいろいろ学校を回って聞いておるのですが、そのあたりで難しいところがあります。

また、来年度の学級数の増減によって教職員の数の増減があり、中学校ではその場合、どの教科を必要とし、どの教科を減らすのかも考えていかなければいけません。

浅井委員) わかりました。

木村委員) 今、長期療養中や休職中などでお休みになっている先生方はどれぐらいいらっしゃるのですか。

教職員課主幹) 長期療養中で休んでいる者は2名おり、精神疾患で1名、もう1人は休職に入っております。

その他、育休中の者もかなりおります。

木村委員) わかりました。

平成28年の異動方針は、基本的に昨年27年と余り変わらないのですか。

教職員課主幹) 変更はございません。

木村委員) わかりました。

小石委員) 今度はどのくらい退職されるのですか。

教職員課主幹) 退職につきましては、定年退職が中学校で1名、小学校で5名です。

管理職では小学校が2名、中学校が1名です。

教育長) 小学校が5名と校長先生、管理職1名で6名、中学校は1足す2なので3名になりますね。

その方たちはまた再任用で来ていただくこともありますね。再任用あけの人は何人ぐらい想定されますか。

教職員課主幹) 1名、中学校で再任用あけになります。あの方はまだ残っております。

教育長) 小学校はどうですか。

教職員課主幹) フルタイムでの再任用は小学校が4名です。

教育長) 今度あける方は。

教職員課主幹) あける方はおられません。引き続き、継続を希望されてお

ります。

教 育 長) ということは、退職が小学校で6名いらっしゃっても、実際に配置する人数は、退職者の数だけを補うというわけではないのですね。

教職員課主幹) 現在5名のうち小学校で4名がフルタイムを希望されています。1名は短時間勤務を希望されておりまして、中学校は1名の方がフルタイムで再任用を希望されています。

教 育 長) 当然気になるのは、本来配置されるべきところを配置せずに、専門用語で言うと本定欠という形で行うことです。本定欠による臨時講師の先生がたくさん増え過ぎるのは問題ですから、人事に関しては、そのバランスも配慮していただきたいと思います。

教職員課主幹) はい。その辺りも考えながら新規採用も含めて行っていきたいと思います。

小 石 委 員) 新規で若い人がどんどん増えてくる中で、学校内での指導体制も十分考えていただかないといけませんね。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここで、お諮りいたします。第17号議案「芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」は、市議会に上程される議案の審議に係るものですので、非公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外の方は退室をお願いします。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、第 17 号議案「芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ促進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

1 階の図面はつけていないのですか。

スポーツ促進課長) これにつきましては 2 階、3 階が料金改定になりますので、つけておりません。

教 育 長) 1 階のアリーナに入るところに指定管理者の部屋を用意していますね。あれは貸すということで、料金体系は別なのですか。

スポーツ促進課長) はい。あそこは指定管理料です。

貸すということは事務所を貸すという意味ですか。

教 育 長) そうです。

社会教育部長) 今回、変更のあるところだけの図面をつけているのですね。

小 石 委 員) 事務室はどこに行くのですか。

スポーツ促進課長) 10 ページをご覧くださいませでしょうか。10 ページの

下段になりますが、以前学習室があった右の下の位置です。事務室は3階へずらす形になります。

教 育 長) スポーツ推進課と愛護センター執務室がここに移るのですね。

スポーツ促進課長) 青少年育成課につきましては、本庁の4階へ移動を予定しております。

教 育 長) アサガオはそのまま残るということですね。

小 石 委 員) 内装はとてもきれいになるのですか。

スポーツ促進課長) はい、そのつもりでおります。

小 石 委 員) 何となく薄暗い感じですが。

スポーツ促進課長) 今、協議をしているところでございますが、建築業者とも協議して、なるべくきれいに利用者の皆さんに喜んでいただけるように努力いたします。

教 育 長) 川西運動場は全くさわらないのですね。

スポーツ促進課長) はい。

社会教育部長) 長期保全の対象になっています。市が定めています公共施設の長期保全計画というものがございまして、その方針にのって行っているものですが、一応、建築の所管において、例えば、大規模改修については30年、建てかえの検討については65年など、年数がきちんと決まっております。今回、改修の年数に当たっています。建てかえまで考えるものではないのですが、基本的には痛んでいるところの補修を行おうということになっております。

できればリニューアルという形にしたいのですが、なかなか財政も厳しく、内装面でもどこまで行えるかというところがあ

ります。

外に黄色いタイルが張ってありますが、全てはがすことになっていきますので、外面はかなり変わるのではないかと思います。

小石委員) 耐震化工事は、もう済んでいるわけですね。

社会教育部長) 耐震化工事は済んでいます。

浅井委員) では、料理室は多目的研修室という形になって、調理台を借りたらそこで料理ができるのですか。

スポーツ促進課長) それにつきましては、この部屋でしたら四隅に4つコンロがございます。その4つを取り外し、真ん中に2つ集約する形で調理室を設置します。調理台についてはふたをして会議もできるような形ということで、真ん中に机がある状態でございます。

浅井委員) 兼用ができるのですね。

スポーツ促進課長) はい。

社会教育部長) 4つから2つに減ってしましますが、稼働率が2%程度なのです。その調理の設備があるがために平米数に対して1,800円というかかり方をしている、それで借り手がないということになっていきますので、ほかの目的でお使いいただき、必要なときだけ調理台をお使いいただくということです。

これまでも料理教室のようなことは余りされておられず、何かイベントの際にカレーを炊かれたりという使い方をされていますので、少し使うぐらいであれば、そういうものでも十分かなというすみ分けをさせていただいています。

以前ですと調理室を持っているところが少なかったのですが、今は福祉センターにも立派な調理室を備えたところが出てい

ますし、そういうところのすみ分けをしてもいいかなというところでは。

浅井委員) わかりました。

それから、和室をなくしてしまうのですね。これはどうでしょうか。

スポーツ促進課長) その辺りにつきましては、集会所等も高齢者がだんだん増えてきましたので、和室はなるべく減らそうという方針でいるそうです。体育館でも和室の利用が本当に必要であるかどうか、利用者にいろいろ確認をしましたところ、先ほどご説明したヨガなどの軽体操でお使いになっているので、本来和室で行うご希望はありませんので、そういうことで今回は廃止とさせていただきます。

浅井委員) 子どもがこのごろ、岩園などでも将棋を行ったり、囲碁クラブなど、少し人気が出てきたりしています。家庭に和室がないおうちも案外増えてきているので、こういうところで和室があることも意義があるかとは思いますが。

また体操によると和室でないとできにくい自彊術などもあります。せっかくあったものをなくしてしまうのはどうかなとは少し思います。

社会教育部長) 確かにここは炉を引いてありました。

浅井委員) お茶室としてですね。

社会教育部長) はい。茶室としての使い道は、本当に使っていただけならあるのですが、ただその需要が減っています。そもそも目的室を持っている目的は、勤労青年、田舎から出稼ぎで来ている方たちの育成のために、お花や書道、お茶という、花嫁修業的

なことですね。ですからミシンも何十台も今もあるらしいのですが、その使い手がなくて本当に困っている実情があります。今の世情になかなか合わなくなっているのです。

今、言われました囲碁や将棋などですが、かえって子どもたちに和室で正座してそれを行うと非常に集中できないと思います。老人福祉センターでも囲碁・将棋はテーブルでお年寄りもされておられるので、そのあたりの需要については違うところでもできます。体育館の稼働率は非常に高い部分があり、和室は極端に低くなっておりまして、そういうあたりで今回は公共施設ですので稼働率を上げていくために整理をさせていただきたいと思っています。

木村委員) お茶やお花の同好会のようなものは、社会登録団体としてはないのですか。

社会教育部長) あるのですが、なかなか体育館は使っておりません。

浅井委員) 市民センターには和室がありますね。

木村委員) そちらを使っているのですかね。

浅井委員) こちらに和室があることが余り知られていないのかもしれませんがね。

社会教育部長) ここは平米数でも狭いのです。市民センターの和室は少し広めですが、こちらの和室は35.9平米でした。

教育長) 10坪というと20畳ですから、一般家庭から見ると広いのですが。

社会教育部長) 一部屋ではなく、前室をつくっていたり、区切っていました。子ども会ときはよく、赤ちゃんルームとして使わせていただいて、はいはいするのにはちょうどよかったのです。

木村委員) 市民センターの和室の使用率は、どの程度ですか。

社会教育部長) そもそも市民センター自身が、お昼によく使われるところで60%程度、夜になると、30%ぐらいに落ちてしまうということがあるので、和室についてもそこまで高くはないと思います。

木村委員) そこが1つ残せるのであれば、ここはなくしてもいいかと思えます。

教育長) 打出教育文化センターの和室でお茶はできるのですか。

木村委員) できそうな感じもしますが、炉はありますか。

管理部長) どうでしょうか、実績がわかりませんね。

教育長) あそこは物すごくいい雰囲気でしょう。

社会教育部長) そうですね、お茶にはぴったりですね。

教育長) 全てなくしてしまうと芦屋としては寂しいので、どこかにあったらいいのですよ。皆の総意としては、ここはもう閉じましたが市民センターのここを活用してくださいとか、打出教育文化センターのここでもどうぞという代替的なところをアピールして活用してもらえばいいのではないのでしょうか。

小石委員) 交流センターはどうですか。あそこもありますね。

浅井委員) 利用率がとても低いなら仕方ないのですが、やはり和文化も大事だと思います。

社会教育部長) そうですね、場所的にも稼働率も駅近というところもあり、全体的に体育館の場合は稼働率が非常に高いので、そういうところでお部屋が取り合いになりますので、できるだけ使ってもらえるようなしつらえにしていきたいと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い
たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言